

東京都緩和ケア研修会（多職種）事業補助金交付要綱

（制定）平成31年3月29日付30福保医政第1966号

（改定）令和2年5月25日付2福保医政第298号

（改定）令和3年5月28日付3福保医政第489号

第1 目的

この交付要綱は、都内の都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院（以下「拠点病院等」という。）が、東京都緩和ケア研修会（多職種）事業実施要綱（平成31年3月29日付30福保医政第1966号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して補助金を交付することにより、地域における緩和ケアの円滑な実施及び地域の医療機関における基本的緩和ケアの知識や技術の充足を図ることを目的とする。

第2 補助の対象

補助対象者及び補助対象経費は、次に掲げる事項とする。

1 補助対象者

拠点病院等の開設者。ただし、独立行政法人病院、国立病院及び都立病院の開設者を除く。

2 補助対象経費

拠点病院等が実施要綱第3の規定に基づき実施する事業（以下「補助事業」という。）に必要な次に掲げる経費

- (1) 報酬
- (2) 給料
- (3) 職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）
- (4) 共済費
- (5) 会議費
- (6) 賃金
- (7) 報償費
- (8) 旅費（国内旅費）
- (9) 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）
- (10) 役務費（通信運搬費、保守料、広告料）
- (11) 委託料
- (12) 使用料及賃借料
- (13) 備品購入費

第3 補助金の交付額

この補助金の交付額は、次により算出された額を東京都の予算の範囲内で交付するものとする。

- 1 別表1の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 前項により選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 補助金の交付申請等

- 1 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途示す期日までに別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、必要に応じて知事があらかじめ定める日までに申請することができるものとする。
- 2 補助金は、事業が完了した後、確定払により交付するものとする。

第5 補助金の交付決定及び通知

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、第3により交付すべき補助金額を算出の上、交付の決定を行うものとし、その決定の内容を別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

第6 変更申請手続

この補助金の交付の決定後、事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、第4に定める申請手続に準じて別途示す期日までに行うものとする。

第7 申請の撤回

申請者は、第5の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、当該通知に関する補助金の内容又は条件に異議があるときは、補助金交付の決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 補助の条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) 前号の規定による補助金の交付決定の取消しは、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の各区分間の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が

困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- (2) 前号の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令

- (1) 知事は、4の規定による報告、11の規定による報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認められるときは、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

- (2) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

- (3) 前号の一時停止を命じた場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、6の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 補助金の交付決定の取消し

- (1) 知事は補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

- (2) 前号の規定は、交付すべき補助金額の確定があつた場合においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取り消された部分に関し、すでに補助金を受領しているときは、指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

- (2) 前号の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超えて補助金が交付されている場合においても適用する。

8 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、6の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- (2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

9 違約加算金の計算

知事が8の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者に返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補

助金の額に充てるものとする。

10 延滞金の計算

知事が8の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付した金額を控除した額によるものとする。

11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が継続中に東京都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に提出しなければならない。

12 補助金額の確定

知事は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第4号様式により補助事業者に通知するものとする。

13 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別記第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

(2) 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることを命ずる。

14 是正のための措置

知事は、前項の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

15 帳簿の備え付け等

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は16の(2)における処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び器具機械（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

17 財産の処分

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、次号に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) 前号による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。
- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
東京都緩和ケア研修会（多職種）事業費	1 圏域当たり 680,000円	東京都緩和ケア研修会（多職種）事業に必要な報酬、給料、職員諸手当、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費	10分の10